

1. 件名

次世代型地熱の適切な活用に係る調査・分析等

2. 目的

本調査では、資源エネルギー庁で実施した次世代型地熱推進官民協議会でとりまとめられた技術（超臨界地熱、クローズドループ、EGS 等）の日本国内における先行導入や実用化に向けて、国内外の事例調査や実態調査等を行うほか、収集した情報等を踏まえた第三者検討会にて、それぞれの技術的特徴やその影響等について整理を行うことを目的とする。

3. 内容

提案者は、上記の目的を達成するため、以下に記載の項目について調査し、とりまとめること。

また、取りまとめに向け、調査で収集した情報を踏まえた第三者検討会を実施し、技術や制度等の観点から課題の抽出や対応策の検討も行うこと。

(1) 国内外における先行事例の調査・分析

①先行事例の調査

過去の日本における実績、海外の先行事例の調査（現地調査、関連の文献調査含む）を行い、以下に示す各項目の内容について、とりまとめや論点の整理を行う。

なお、各調査項目について、着手前に調査の視点・留意点等を整理し、論点として体系化したうえで、応募時に提案書に明示すること。（論点整理の適切性は技術的評価において考慮する）

項目 1：過去の日本における次世代型地熱に係る実績のとりまとめ

例：肘折・雄勝（EGS）、J-Nec水分（クローズドループ）、葛根田（超臨界）

項目 2：海外の先行事例のとりまとめ

例：Fervo・Forge（EGS）、Eavor・Green Fire（クローズドループ）、IDDP（超臨界）

項目 3：各次世代型地熱の技術的特徴

項目 4：従来型地熱との相違点と、地下貯留層における影響等

項目 5：先行事例の開発手法と、そのリスクアセスメント

項目 6：先行事例に適用されている制度の現状

②調査結果の分析及び取りまとめ

調査・分析にあたっては、上記の調査結果に加えて、資源エネルギー庁が実施した「令和 7 年度燃料安定供給対策に関する調査等委託（次世代型を含む地熱発電に関する諸外国の法制度等に係る調査・分析等）」、ならびに JOGMEC が実施した「次世代型地熱技術の事業化に向けた官民協議会（仮称）に係る調査等事業」等の既往の文献を参考に取りまとめるものとする。

※上記の文献については採択決定後、共有予定

(アジェンダ案)

開催 No.	アジェンダ案
第1回	✓ 同検討会の進め方の確認、全体的な実施項目整理 ✓ クローズドループ、EGS、超臨界地熱に関する概況 <u>(今後の審議の方向性の共有)</u>
第2回	✓ 国内先行事例と具体的な開発手法 ✓ 従来型地熱との相違点とこれらを日本に適用する場合の技術的課題 <u>(項目1, 項目3に係る審議)</u>
第3回	✓ 海外先行事例の具体的な開発手法 ✓ 従来型地熱との相違点とこれらを日本に適用する場合の技術的課題 <u>(項目2, 項目3, 項目4に係る審議)</u>
第4回	✓ 国内外の先行事例から見る人やモノへの危害の可能性 ✓ 国内外の先行事例から見る周辺環境や自然環境への影響可能性 ✓ それらのリスクアセスメントとその対策案 ✓ 法的な課題の抽出 <u>(ファクトベースのみ)</u> <u>(項目5, 項目6に係る審議)</u>
第5回	✓ とりまとめ

(3) 業務報告書のとりまとめ

上記の調査・分析結果ならびに検討会における議論の結果に基づいて、業務報告書のとりまとめを行う。なお、業務報告書は、2027年2月上旬を目途に、文章を中心とした取りまとめを行う事。

- ①次世代型地熱技術の比較整理資料（技術特徴、TRL、地下影響、リスク等の整理）
- ②国内外先行事例データ集（位置、開発手法、成果、課題等）
- ③地下影響評価の整理フレーム（影響項目、評価手法、モニタリングの現状）
- ④リスクアセスメントと対策案
- ⑤検討会議論整理資料（項目整理、今後の検討課題）

(4) その他

- ①担当者と定期的に打合せを行い、進捗報告や進め方について相談すること。また、仕様に記載のない事項については、担当者に協議し、指示を仰ぐこと。
- ②調査で得られた情報は、必ず情報ソースを明らかにし、必要に応じてバックデータも含めて提出すること。
- ③本調査事業の調査結果や成果は、資源エネルギー庁及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）には事業期間中でも共有することがある

4. 調査期間

NEDO の指定する日から 2027 年 3 月 31 日まで

5. 調査報告書

調査報告書_提出期限：2027年3月31日

提出方法：NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出

「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

6. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。